

人権について考えてみませんか

問 人権課(☎27-2730)

互いの人権を尊重し合うことの大切さを考えるきっかけにもらうため、講演会などを開催します。

人権のまちづくり講演会

オンラインでの講演会を開催します。講演時間は約1時間で字幕があります。オンラインで視聴できない人のための視聴会も行います。参加は無料です。

※通信料は参加者の負担です

時 8月18日(月)午前9時から
9月16日(火)午後6時まで

演題 同性カップル弁護士夫婦のカラフルデイズ～
LGBTQのこと、僕のこと、あなたのこと～

講師 南和行さん(弁護士)

¥ 無料

申 8月1日(金)午前9時から9月16日(火)午後4
時まで専用HPから申し込んでください

【視聴会】

時 8月22日(金)午後2時

場 隣保館

定 30人(先着順)

申 8月8日(金)午前9時から直接または電話で隣
保館(☎23-3461)へ



市HP



専用HP

9月は自殺予防月間

自殺予防に関するパネル展を行います

問 保健センター(☎27-6290)

9月は県の自殺予防月間です。大切な命を守るため、心の健康などに関するパネル展を開催します。

自殺予防に関するパネル展

自殺予防などに関するパネル展示のほか、各種相談窓口のチラシと啓発用品の配布を行います。

【市役所会場】

時 9月1日(月)から11日(木)までの午前8時30分
～午後5時15分

※11日(木)は午後3時まで

場 市役所東館1階市民ホール

【図書館会場】

時 9月13日(土)から24日(水)まで

※休館日は各図書館により異なります

場 各図書館

【保健センター会場】

時 9月25日(木)から30日(火)までの午前8時30分
～午後5時15分



市HP

人権啓発パネル展(前期)

インターネットに関するパネル展示です。

場・時 次の日の正午から午後5時15分まで

●隣保館＝8月19日(火)から22日(金)まで

●境支所＝8月25日(月)から29日(金)まで

●あずま支所＝9月1日(月)から5日(金)まで

●赤堀支所＝9月8日(月)から12日(金)まで

こどもの人権相談

いじめ・体罰・虐待など子どもの人権に関する相談に人権擁護委員などが応じます。専用電話「こどもの人権110番(☎0120-007-110)」を利用してください。相談は「SNS人権相談」でも受け付けています。詳しくは市HPを確認してください。

次の期間は強化週間として時間を延長して受け付けます。

時 8月27日(水)から9月2日(火)までの午前8時
30分～午後7時

※8月30日(土)・31日(日)

は午前10時から午後5時まで

で



市HP

悩んでいる人のための相談窓口があります

市や県では、相談窓口を開設しています。心がつらいと感じたら、一人で抱え込まずにまずは電話で相談してください。

相談先一覧

相談先	電話番号	受付期間	受付時間
保健センター	27-6290		午前8時30分～午後4時
群馬県こころの健康センター電話相談	027-263-1156	月～金曜日 ※祝日・年末年始は除く	午前9時～午後5時
こころの健康相談統一ダイヤル	0570-064-556		午前9時～午後10時

維持管理は誰が？
ごみ集積所の設置や維持管理は、行政区の皆さんや共同住宅などの管理者が行っています。分別されずに出されたごみや違う収集日に出されたごみは、管理者の皆さんが時間と労力をかけて片付けています。皆さんが気持ち良く利用できるように、ごみ出しルールを守ってきれいに利用しましょう。※住んでいる町内によって利用できるごみ集積所を指定している場合があります。ごみ集積所が分からない場合は行政区の環境指導員に確認してください

ごみ出しルールが守られず、一部のごみ集積所が不衛生な状態になっていたりと、資源として利用できないのが「もえるごみ」として出されたりします。一人一人がごみ出しルールを守り、きれいなまちづくりと、ごみの減量、再資源化の推進に協力してください。



市HP

問 資源循環課(☎27-2732)

ごみ出しルールを守って きれいなまちづくりに協力してください

ごみ出しルールの5原則 決められた日に決められた方法で！

【1決められた分別方法で！】

ごみの種類ごとに処理方法が異なります。品目ごとの分別方法を確認してから出しましょう。

【2市指定ごみ袋で！】

分別品目ごとに分類して指定ごみ袋で出しましょう。レジ袋や段ボール箱などに入れて出さないでください。

【3決められた収集日の日曜日！】

品目ごとに決められた収集日の当日に出しましょう。ごみの散乱などの防止のため、前日や夜間には出さないでください。

【4朝8時30分まで！】

収集作業を開始する時間は朝8時30分からです。ごみの量や交通事情などにより収集場所の順番が変わります。

【5町内で決められたごみ集積所に出す！】

町内で決められたごみ集積所に出しましょう。ごみ集積所は利用者な

どが管理しているため、指定場所以外には出さないでください。

ごみ集積所とは？

ごみ集積所には、「ごみステーション」と「資源回収場所」があり、出せるごみの種類が異なります。

●「ごみステーション」もえるごみ」などを出す所

●「資源回収場所」資源物などを出す所

※住んでいる行政区により、品目ごとに異なる場所が異なります

「分別ガイドブック」・ 「収集カレンダー」の活用を！

【分別ガイドブック】

分別ガイドブックには、ごみ出しに関する詳しいルールや分け方・出し方、分別辞典などを掲載しています。

※「伊勢崎・東・境地区版」と「赤堀地区版」の2種類あります



事業系ごみは町内のごみ集積所に出せません

事業系ごみは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、事業所自らの責任において適正に処理することが義務付けられています。事業所の事業活動に伴って生じた廃棄物は、その量や品目にかかわらず、町内のごみ集積所に出せません。事業系ごみは次の2種類に分類され、処分方法が異なります。

- 事業系一般廃棄物＝自分で清掃施設に持ち込むか、一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼する
- 産業廃棄物＝産業廃棄物の処理業者に依頼する

【収集カレンダー(地区別)】
収集カレンダーでは、家庭の資源とごみの収集日が確認できます。※収集カレンダーは地区ごとに13種類あります。住んでいる地区の収集カレンダーを確認し、決められた日にごみを出してください

*

*

分別ガイドブックと収集カレンダーは、市役所、各支所、各公民館などで配布しています。市HPでも確認できます。



市HP